

事務連絡
令和2年3月13日

各民間認可保育所園長 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

令和2年度川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業補助金の申請手続き 並びに平成31年度当該補助金の実績報告について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記補助金について、令和2年度の交付手続きを次のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。

また、平成31年度に当該補助金の交付を受け又は交付を受ける予定の保育所におかれましては、実績報告書の提出が必要となりますので、次のとおり行っていただきますようお願いいたします。

1 令和2年度の交付申請手続きについて

(1) 対象となる保育所

令和2年4月1日時点で開設しており、かつ令和2年度以前に当該補助金の交付を受けていない、市内民間認可保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

(2) 事業の実施期間及び対象となる経費並びに補助基準額

別紙「令和2年度川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業の実施について」のとおり

(3) 申請の流れ及び提出書類

ア 実施計画書の提出

- (ア) ICT化推進事業実施計画書（第1号様式）
- (イ) 支援システム導入着手から運用開始までの工程が確認できるもの（導入工程表等）
- (ウ) 支援システム導入に係る費用が確認できるもの（見積書等）
- (エ) 支援システムの機能について確認できるもの（パンフレット等）

イ 補助金申請書の提出

- (ア) ICT化推進事業補助金申請書（第3号様式）
- (イ) システム導入に要した費用の内訳がわかるもの（領収書等）
- (ウ) 導入した支援システムの機能について確認できるもの（パンフレット等）

ウ 実績報告書の提出

ICT化推進事業実績報告書（第5号様式）

(4) 実施計画書の提出期間

令和2年4月1日（水）から令和2年6月30日（火）まで

2 令和2年度の実績報告書の提出について

(1) 対象となる保育所

令和2年度に当該補助金の交付を受け又は交付を受ける予定の保育所

(2) 提出書類

ICT化推進事業実績報告書（第5号様式）

(3) 提出期限

支援システム運用開始後30日以内

調整第1・2・3係
電 話 044-200-2662
F A X 044-200-3933
Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp

令和2年度川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業の実施について

【事業の目的とねらい】

保育所の多岐にわたる事務作業をPCやタブレットでアプリケーションを用いて簡素化し、業務負担の軽減を目指すことを目的とする。保育所職員の働き方改革を推進するとともに、職員の負担を軽減することで、保育士等の離職防止に繋げる。

【事業の実施期間】

令和2年4月1日から令和3年3月31日

※令和3年度以降については、毎年度、国の事業の実施状況を踏まえて継続を検討します。

【補助対象施設】(国制度に準じる)

- ① 認可保育所
 - ② 幼保連携型認定こども園
 - ③ 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業
- ※本制度は既存園のみが対象となっています

【制度概要】

対象施設が職員の業務負担を軽減するため、次の①～③の機能を全て有する電算システム等を新たに導入した場合は、国基準に従って、導入に要した費用の一部に対して補助金を交付する。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能

補助基準額(上限): 1施設あたり 100万円
(負担割合 法人:1/4 市:1/4 国:1/2)

【対象経費】

- ① 支援システムを導入するために要した機器の購入費及びその消費税
- ② ソフトウェア等の購入費及びその消費税
- ③ 工事費及びその消費税 ④ システム操作等研修費

※リース料、保守料、月額利用料、
振込手数料、分割払い手数料、
金利は対象経費に含みません

【事業の利用手続スケジュール(予定)】

- 3月13日: 予算事務説明会資料送付・HP掲載
- 4月1日～6月30日: 実施計画書の提出受付
- 実施計画書提出後順次: ヒアリング・承認通知の発送
- 支援システム導入及び導入経費支払完了後順次: 補助金申請書の提出受付
- 補助金申請書到着後順次: 補助金の交付決定通知の発送及び補助金交付
- 支援システム運用開始後～30日以内: 実績報告の提出

本事業の実施については、1施設につき
1回限りとします。(令和2年度以前に給付
された施設は、申請できません)



川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業Q&A

【令和2年度用】

No.	質問	回答
1	支援システムには少なくとも3つの機能の導入が求められているが、例えば、すでに1つの機能を導入している施設において、今回の補助金を利用し残りの2つの機能を導入したい場合、2つの機能の導入費用について補助対象となるか。	補助対象とはなりません。 少なくとも3つの機能を <u>新たに</u> 導入した場合にのみ、補助対象となります。
2	必須機能のうち【保護者との連絡に関する機能】とは具体的にどのような機能か。	具体的には、「欠席・遅刻受付機能」「連絡帳機能」「お知らせの一斉配信機能」などです。
3	支援システムに搭載する機能のうち、必須の3機能以外に「保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができる」としているが、具体的にはどんな機能か。	具体例としては、職員のシフト作成機能やアンケートの実施機能など、保育士等の業務負担の軽減が見込めると考えられるものです。
4	令和2年3月31日以前に、補助要件を満たす支援システムを導入した場合、補助対象となるか。	令和2年度の補助金交付対象とはなりません。支援システム導入に係る導入予定日、運用開始日、契約日、納品書の発行日、領収書の発行日等が令和2年4月1日以降の場合に、補助対象となります。
5	支援システムの導入は令和2度中に行うが、運用開始は令和3年4月1日以降でもよいか。	契約、導入、運用開始は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に行ってください。
6	令和3年度以降に開設予定の施設及び事業は、補助金交付対象施設となるか。	令和2年度においては、補助金交付対象施設とはなりません。
7	補助率はどのくらいか。	国：1/2、市：1/4、事業者：1/4 となります。
8	システムの導入経費に上限はあるか。	上限はありません。 ただし、補助金支給額として認められる範囲は、最大で75万円(導入経費が100万円を下回る場合は、実際に支出した額の3/4)となります。
9	本事業は、令和3年度以降も実施されるか。	令和3年度以降については、国の事業の状況を踏まえて継続を検討します。
10	月額利用料について、次の場合、補助金の対象経費として認められるか。 ①月額利用料を当初払いにし、補助金申請をする場合 ②月額利用料をシステム導入費に組み込んで上乗せ徴収する場合 ③プランに月額利用料が含まれている場合 ④同一内容のプランにおいて、利用料について月額払コースと一括払コースがある場合	① 月額利用料を、導入時点で一括払いとして請求することは認められません。事実上、補助金対象経費として月額利用料を認めることとなるためです。 ② 月額利用料をシステム導入費として、上乗せすることは認められません。ただし、月額利用料がシステム導入費に含まれている場合には、見積書等で判別ができないため、内訳書等の提出を求める場合があります。見積書や内訳書等においても、その判別がつかない場合は、システム導入費として計上されている額を補助金対象経費として認めますが、他法人等で同一システムを月額利用料等にて支払っていることが判明した場合、法人もしくは保育園等に合理的理由を説明していただく必要があり、状況によっては一部返金や全額返金を求める場合があります。 ③ プランに月額料金が含まれている場合の取扱いは ①と同様の理由から認められません。月額利用料や保守料をプラン料金から分けていただく必要があり、不可分の場合は補助金対象経費とはなりません。また、②と同様に他法人と同一システムを導入しているにも関わらず、明らかに他法人と初期導入費等で金額の乖離がある場合には、法人もしくは保育園に合理的理由を説明していただく必要があり、状況によっては一部返金や全額返金を求める場合があります。 ④ 月額払コースを選択してください。理由は①と同様です。ただし、月額利用料部分は、補助金対象経費外となります。

11	<p>同一ICT業者からシステムを導入する2園について、次の①②のような実施計画書が提出された。この場合のライセンス料の取扱は如何か。</p> <p>①A園でライセンス料として、5年分(月1,000円)として、60万円の申請 ②B園でライセンス料として、1年分(月1,000円)として、12万円の申請。(13か月目以降は、契約更新予定)</p>	<p>上記10と同様に、ライセンス料から月額利用料に変更可能であれば、月額利用料に変更しなければなりません。したがって、【ライセンス料】という名目で、1年分や5年分の実質的な月額利用料を補助金申請することは認められません。</p>
12	<p>当該補助金を利用し保育支援システム等を導入する以前に、同様の機能を持ったシステムを導入していた場合、従前のシステムを引き続き使用することは可能か。</p> <p>(例)すでにICカードによる登降園システムを導入している園が、新たにタッチパネルの登降園システムを搭載した支援システムを導入した場合</p>	<p>従前の機能が必須の3機能(①保育に関する計画・記録に関する機能、②利用児童の登園及び降園の管理に関する機能、③利用児童の保護者との連絡に関する機能)の場合には、引き続き使用することは認められません。今回の補助金の申請要件が「新たに導入した場合」に限るためです。したがって、事例の場合、登降園システムについて、支援システム運用開始後はタッチパネル方式に移行しなくてはならず、ICカードシステムを引き続き使用することはできません。</p>
13	<p>補助金を利用し導入したシステムについて、すぐに解約してもよいか。</p>	<p>川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱第12条において、財産の維持管理規定が設けられておりますので、原則として最低でも5年間は適切に運用しなくてはなりません。</p>

(令和2年3月13日更新)